

宮 城 県 公 報

令和 7 年 11 月 25 日（火）
定期第 652 号

目 次

規則

- 事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）

訓令甲

- 事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）

告示

- 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請（廃棄物対策課）
- 生活保護法等による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法等による指定介護機関の休止の届出（同）
- 農用地利用集積等促進計画の認可（農業振興課）
- 漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧（水産業振興課）
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（防災砂防課）

宮城海区漁業調整委員会

- 仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する制限（宮城海区漁業調整委員会事務局）

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 11 月 25 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 129 号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和35年宮城県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（土木事務所長） 第18条 〔略〕 （1）～（41） 〔略〕 （42） 1 件 <u>4 億円</u>（仙台土木事務所長にあつては <u>5 億円</u>、気仙沼土木事務所長にあつては <u>3 億円</u>）未満の公共土木施設（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条各号に掲げる施設で、土木事務所長が管理するものに限る。）の維持管理の委託 （43）～（56） 〔略〕 2・3 〔略〕 （港湾事務所長） 第19条 〔略〕 （1）～（17） 〔略〕 （18） 1 件 <u>3 億円</u>未満の港湾施設及び海岸保全施設（港湾事務所長が管理するものに限る。）の維持管理の委託 （ダム総合事務所長） 第20条 〔略〕 （1）～（6） 〔略〕 （7） 1 件 <u>3 億円</u>未満のダム施設（ダム総合事務所長が管理するものに限る。）の維持管理の委託 （8） 〔略〕	（土木事務所長） 第18条 〔略〕 （1）～（41） 〔略〕 （42） 1 件 <u>1 億5,000万円</u>（仙台土木事務所長にあつては、<u>3 億円</u>）未満の公共土木施設（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条各号に掲げる施設で、土木事務所長が管理するものに限る。）の維持管理の委託 （43）～（56） 〔略〕 2・3 〔略〕 （港湾事務所長） 第19条 〔略〕 （1）～（17） 〔略〕 （18） 1 件 <u>1 億円</u>未満の港湾施設及び海岸保全施設（港湾事務所長が管理するものに限る。）の維持管理の委託 （ダム総合事務所長） 第20条 〔略〕 （1）～（6） 〔略〕 （7） 1 件 <u>1 億円</u>未満のダム施設（ダム総合事務所長が管理するものに限る。）の維持管理の委託 （8） 〔略〕

附 則

この規則は、令和 7 年12月 1 日から施行する。

宮城県訓令甲第22号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 7 年11月25日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和35年宮城県訓令甲第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第 9（第 3 条関係） 土木事務所の地域事務所長 1 ～30 [略] 31 1 件 <u>3 億円</u>未満の公共土木施設（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第 3 条各号に掲げる施設で、土木事務所長が管理するものに限る。）の維持管理の委託 32～39 [略] [略]	別表第 9（第 3 条関係） 土木事務所の地域事務所長 1 ～30 [略] 31 1 件 <u>1 億5,000万円</u>未満の公共土木施設（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第 3 条各号に掲げる施設で、土木事務所長が管理するものに限る。）の維持管理の委託 32～39 [略] [略]

附 則

この訓令は、令和 7 年12月 1 日から施行する。

宮城県告示第 667 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成 10 年宮城県告示第 737 号。以下「要綱」という。）第 30 条第 1 項の規定により告示し、同条第 3 項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第 32 条第 1 項の規定により意見書を提出することができる。

令和 7 年 11 月 25 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

- (1) 名称 株式会社丹勝
- (2) 所在地 仙台市宮城野区日の出町三丁目 3 番 32 号
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 丹野 勝治

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県黒川郡大郷町鶉崎字住吉 33 番地 4

3 産業廃棄物処理施設の種類

がれき類等の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 8 号の 2）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

5 申請年月日

令和 7 年 10 月 23 日

6 縦覧場所等

- (1) 縦覧場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）
- (2) 縦覧期間 令和 7 年 11 月 25 日から令和 7 年 12 月 25 日まで（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

7 意見書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和 8 年 1 月 8 日
- (2) 提出場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）
- (3) 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

宮城県告示第668号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

令和 7 年 11 月 25 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
旧	大崎市社会福祉協議会 岩出山あったか 村居宅介護支援 事業所	大崎市岩出山字下 川原町 100 番地 8	社会福祉法人大 崎市社会福祉協 議会	大崎市古川三日 町 2 丁目 5 番 1 号 大崎市古川保健 福祉プラザ 1 階	令和 7 年 10 月 1 日
新	大崎市社会福祉協議会 大崎西部居宅介護支援事業所				
旧	大崎市社会福祉協議会 鹿島台居宅介護支援事業所	大崎市鹿島台平渡 字上敷 19 番地 7	社会福祉法人大 崎市社会福祉協 議会	大崎市古川三日 町 2 丁目 5 番 1 号 大崎市古川保健 福祉プラザ 1 階	令和 7 年 10 月 1 日
新	大崎市社会福祉協議会 大崎東部居宅介護支援事業所				
旧	ベスト薬局	名取市下余田鹿島 10 番地	株式会社サクラ ファーマシー	仙台市青葉区中 央 3 丁目 1－22 エキニア青葉通 り	令和 7 年 9 月 1 日
新	さくら調剤薬局 名取店				

宮城県告示第669号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、次のとおり休止した旨届出があった。

令和 7 年 11 月 25 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	休止年月日
大崎市社会福祉協議会 鳴子居宅介護支援事業所	大崎市鳴子温泉字 末沢 1 番地	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	居宅介護支援 介護予防支援	令和 7 年 9 月 30 日
大崎市社会福祉協議会 三本木居宅介護支援事業所	大崎市三本木字大 豆坂 24 番地 3	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	居宅介護支援 介護予防支援	令和 7 年 9 月 30 日

宮城県告示第670号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 7 年 11 月 25 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要
別冊のとおり
- 2 認可年月日
令和 7 年 11 月 25 日

宮城県告示第 671 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を令和 7 年 11 月 25 日から令和 7 年 12 月 9 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 25 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項			縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名	加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称	
宮城郡松島町磯崎字磯崎 122 赤間 庄三 宮城郡松島町磯崎字磯崎 100-30 高橋 征信	松 島 町 加 入 区	宮城県漁業協同組合松島 支所	宮城県宮城郡松 島町高城字浜 38- 5

宮城県告示第 672 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 25 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

小滝の 3 急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 25 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 25 号を結んだ線に囲まれた土地の区域、標柱 26 号から 37 号までを順次結んだ線及び標柱 26 号と 37 号を結んだ線に囲まれた土地の区域、標柱 38 号から 50 号までを順次結んだ線及び標柱 38 号と 50 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村区	大字	字	地番	標柱番号
石巻市	北上町	十三浜	畳石	6－5	1 号
				4	2 号及び 5 号
				32	3 号
				32 地先道路敷	4 号
				3－1	6 号から 9 号まで
				3－2	10 号及び 11 号
				2	12 号
				1－1	13 号及び 14 号
			小滝	110－1	15 号
				110－3	16 号
				111	17 号及び 18 号
				113－2	19 号から 25 号まで
				107－2	26 号
				105－2 地先道路敷	27 号から 30 号まで
				105－2	31 号
				113－3	32 号から 35 号まで、38 号及び 39 号
				112	36 号及び 37 号
				105－3	40 号及び 41 号
				104－1 地先道路敷	42 号
				101－1	43 号及び 44 号
				113－9	45 号から 50 号まで

宮城海区漁業調整委員会指示第 5 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、仙台湾における水動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり制限する。

令和 7 年 11 月 25 日

宮城海区漁業調整委員会
会 長 尾 定 誠

1 制限期間

令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで

2 制限の内容

次の表に示す保護区域においては、全ての水産動植物を採捕してはならない。ただし、宮城県業調整規則（令和 2 年宮城県規則第 103 号）第 52 条第 1 項の規定により知事の許可を受けて採捕する場合及び試験研究機関が採捕する場合は、この限りでない。

保護区域名	保護区域（表示は、世界測地系による。）
仙台湾 A 区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯 38 度 13.43 分、東経 141 度 22.60 分 点イ 北緯 38 度 12.93 分、東経 141 度 23.70 分 点ウ 北緯 38 度 12.00 分、東経 141 度 23.00 分 点エ 北緯 38 度 12.63 分、東経 141 度 21.93 分
仙台湾 B 区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯 38 度 11.89 分、東経 141 度 13.86 分 点イ 北緯 38 度 11.40 分、東経 141 度 15.62 分 点ウ 北緯 38 度 10.47 分、東経 141 度 15.29 分 点エ 北緯 38 度 10.92 分、東経 141 度 13.48 分
仙台湾 C 区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯 37 度 53.79 分、東経 141 度 07.29 分 点イ 北緯 37 度 53.79 分、東経 141 度 04.76 分 点ウ 北緯 37 度 55.79 分、東経 141 度 04.07 分 点エ 北緯 37 度 55.79 分、東経 141 度 06.61 分
仙台湾 D 区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯 38 度 18.58 分、東経 141 度 15.60 分 点イ 北緯 38 度 17.35 分、東経 141 度 17.62 分 点ウ 北緯 38 度 15.80 分、東経 141 度 16.21 分 点エ 北緯 38 度 16.98 分、東経 141 度 14.21 分